

第44回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成31年2月28日（木）午後3時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

- (1) 今回のテーマ（平成30年7月豪雨災害に関連した紛争解決手段としての民事調停手続）に関する意見交換

別紙第2のとおり

- (2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

- (3) 次回期日

平成31年6月25日（火）午後3時

(別紙第1)

出席者

委員	有	本	耕	平
同	生	野	考	司
同	大	平	秀	子
同	岡	田	雅	夫
同	小	浦	美	保
同	斎	藤	寛	司
同	坂	本	万	明
同	柴	田		真
同	寺	田	光	寂
同	名	合	弘	治
同	古	市	聖	一郎
同	松	島	幸	三
同	万	殿	純	子
同	善	元	貞	彦

(五十音順)

(別紙第2)

《今回のテーマに関する意見交換》

委員長

本日のテーマは、平成30年7月豪雨災害に関連した紛争解決手続としての民事調停手続、民事調停については以前にここで議論しておりますので、本日は、豪雨災害に遭った被害者の方にどのようなサービスができるかという観点から議論いただければと思います。それでは、岡山簡易裁判所及び登録支援専門家による調停手続の現状等の説明を踏まえて議論したいと思いますので、まずは裁判所の担当者から御説明を頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

【裁判所からの説明】

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

いろいろ御質問があるかと思いますが、質問はまとめてしたいと思いますので、引き続いて登録専門家の方からお話を伺います。よろしくお願いたします。

【ゲストスピーカーからの説明】

a 弁護士

資料に基づき説明

委員長

最初の裁判所側からの説明、あるいは今のa 弁護士からの説明、どちらでも構いませんので、御質問はありますか。豪雨災害の被災者の立場に立ってどのように考

えたら良いのか。例えばこの支援を受けられる方たちは、指定された災害、対象となる地域の自覚というのはあるのでしょうか。もしかしたら、地域指定がされているのですか。

事務担当者

地域指定はされております。平成30年7月豪雨を受けまして災害救助法に基づき知事はその対象地域を指定いたします。ちなみに岡山県では、現在、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、津山市、美作市、和気郡和気町、以上が対象地域になっております。

委員長

かなり広範囲ですね。どうぞ。何かありますか。

A委員

最初にパワーポイントでいろいろと御説明いただいたのですが、ここに出ている数字というのが、非常にいろいろとあって、全体的な比較が少ししにくいのですが、例えば、阪神淡路大震災のときの震災関係調停事件というのは3200件受理して、処理が2900件ということなのですが、東日本大震災のときのデータで見ると、債務整理の成立件数が1300件しかない。地裁における受理や処理の件数、調停成立の率がどれぐらいだったのかというのが、阪神淡路と東日本、それから熊本と比較をしにくいのですが、比較ができるような数字はないのですか。

事務担当者

その点は全くおっしゃるとおりです。阪神淡路大震災のときは、先ほど申し上げ

たように、例えば、その震災に関する調停については、手数料免除の法律が特別に整備されております。ですから、その震災関係の調停の件数は分かります。しかし、東日本大震災については、この私的整理ガイドラインというものが軸となって債務整理を行っております。それで、この私的整理ガイドラインというのは、裁判所外で債務整理の手続を行うものでございます。もちろん裁判所にこの災害関係の調停の申立てがあったとは思いますが、一般の調停、二次免除の調停、裁判所外での債務整理手続等もあり、はっきりとした数字を出すのは難しいです。熊本につきましては、今回のガイドラインが初めて適用されたということでございますので、このガイドラインに基づく調停、それから二次免除に基づく災害に伴っての手数料免除に基づく調停等の件数がはっきり出るものと思います。

委員長

よろしいでしょうか。何か追加で質問があれば。

A委員

阪神淡路のときの調停成立率約52パーセントというのがあり、成立率は申立て件数の半分程度という認識ですけれども、それ以外で今回の調停の成立する率というのはどのような感じですか。

事務担当者

申し訳ありません、お答えする数字を今持ち合わせておりません。

委員長

私から一つ聞いてみたいことがあるのですが、東日本の場合は、裁判外で処理がなされたという話ですが、これは具体的にどういうことですか。

事務担当者

東日本大震災のときは、個人債務者の私的整理のガイドラインに関する研究会が、今回のガイドラインに準ずるものとして、個人債務者の私的整理に関するガイドラインを策定いたしました。この手続というのは、個人版私的整理ガイドライン運営委員会というものがございまして、その運営委員会の中で債務整理をしていくというものでございます。

委員長

B委員，何か御発言はありますか。

B委員

裁判所側のスライドの5で紛争の例が挙げられているのですが、岡山では実際に申立てはまだないのですか。

委員長

今回の案件でですか。

B委員

はい、今回のものです。債務整理は、もともと事前準備が大変なので、ようやく今申立てをされている状況だと思えるのですが、ここに挙げられているような事例はそのような枠組みにはないと思うのですが、こういったものは実際あるのですか。

事務担当者

現在のところはございません。債務整理以外のものという理解でよろしいですね。

B委員

はい。

委員長

他の質問はいかがでしょうか。どうぞ。

C委員

最初の簡裁の資料で、今法律で指定した地域は県の広範囲にわたっているということでしたが、その被災者の方が、実際にこの民事調停によって紛争の解決を図るときに、その開催場所はどちらになるのでしょうか。

事務担当者

民事調停法の原則ですと、民事調停の申立てをする裁判所は、相手方、今回でいうと債権者になるのですが、相手方の所在地を管轄する裁判所、例えば、銀行の場合、本店所在地に限らず、営業所や事務所、支店の所在地を管轄する裁判所が原則でございます。ただし、今回は、特別な状況でございますから、この運用については柔軟に解しまして、岡山簡易裁判所であるべく引き取って処理するという運用をしております。

C委員

そうすると、新見や高梁等対象地域は広範囲にあります、岡山に皆さん原則的に来られるという形になるのでしょうか。

事務担当者

はい、そのようになります。

委員長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ，D委員。

D委員

東日本のときには運営委員会による裁判所外での手続が行われ，その後，熊本地震の直前にこのガイドラインに基づいて話し合い等を行った上で特定調停をするという手続がなされるようになったという理解で合っていますか。

事務担当者

そのとおりです，はい。

D委員

契約の問題でしょうから，個人間で話し合っ進むというように切り替わるのだと思うのですが，それよりも，恐らく裁判所の関与する特定調停のほうが何かしらメリットがあったりするのだらうと思うのですけれど，そのあたりの違いとか，あるいは利点などがありましたら，教えていただきたいと思います。

事務担当者

まず，このガイドラインの手続によるメリットですけれども，一つは，信用調査機関がチェックには入らないということでございます。更に先ほど申し上げたとおり，登録支援専門家の方の支援というものを原則無料で受けることができるというものでございます。また，東日本の場合，もしこの私的債務の整理ができなかった場合には，基本的には裁判所が，いわゆる本来的な破産手続や民事再生手続のほうに進んでいくということになるのですが，このたびのガイドラインにつきましては，特定調停手続というものを行います。裁判所で調停が成立いたしますと，いわゆる調停の調書を作りまして，これが債務名義というものになります。この債務名義と

というのは何かと申しますと、例えば、調停調書にいくら支払ってくださいというような条項がございます。もちろん、これが守られているときにはそのとおりで良いのですが、その調停で交わされた約定、条項に書かれている約定がもし不履行になったときには、手続を経て相手方、債務者側の財産を差し押さえまして、そこから回収をしていくという手続に入ることができる効力を持つものが債務名義でございます。

委員長

今のは少し難しい部分がありましたが、要するに判決と同じ効力を持つということですね。

事務担当者

そのとおりです。

委員長

かなり強制力を持っているということで、被災者からすると余りよろしくない話ですけど、債権者側ではその保証がなければ債務整理には応じられないだろうと思います。これは仕方ないですけども。それから、手続に関しましては、相手方の同意が要りますよね。この同意というのは基本的には得られると思って良いものですか。

a 弁護士

少し中身のお話を差し上げますと、このガイドラインを利用するためには、誰でも利用できるわけではなく、要件というものがございまして、それを満たす必要があります。要件が満たせない方については、金融機関として同意が難しいと思います。もう一つの観点、返済計画を立てるのでありますが、それが金融機関に応じ

ていただけるかどうかという問題があります。先ほど申し上げた自宅を残したまま自宅評価額を払っていくということについてなのですが、今回、このガイドラインを利用されたのは多くが倉敷の真備地区の方です。真備地区の不動産については、鑑定士の方がある程度基準を持って評価をしているのですが、かなりの金額がついていまして、それを一括で返済するというのはすごく難しいです。このガイドライン上は一括が難しい場合は最長5年での分割返済が予定されていますが、5年でもなかなか難しいと思われれます。そうなった場合に、原則5年なのですが、特別な理由があれば5年を超えることもできるような定めになっています。とはいえどこまで延ばせるのかというところで、被災者の側の事情と、金融機関としてどこまで応じられるかというところの調整がありまして、そのあたりで調整がつかないとなかなか同意には至らないというケースもあります。現在のところは、個別の案件でそのあたりでいろいろと交渉をしているという状況になります。

委員長

この債務というのは、住宅金融支援機構も同意していただけるのですか。

a 弁護士

公的な住宅ローンといえば、住宅金融支援機構が今、主に出しているのですけれども、債権者で言いますと住宅ローンの会社があり、かつ、多いのは今回自動車のローンを組んでいたりと、ほかのローンがある方も多いかと思えます。これは、全ての債権者と同意をする必要がありますので、住宅ローンだけではなくて、ほかのローンについても同意を得る必要があるということがあります。また、住宅ローンについても、先ほど申し上げた公的な機関を含めて、基本的には被災者支援という方向で御理解いただいているところが多いかと思えます。

委員長

なかなか厳しいですね，これは。いかがでしょう，E委員，何かありませんか。

E委員

このような災害に関して，この手続の中身に関して私たちがこれをこう変えてくださいと言うことはほとんどないですね。ですから，地裁委員会でより皆さんにしっかり制度自体を知っていただきたいという意味合いのほうが大きいのではないかなという気がします。各役所も小さいパンフレット等を作成していますが，裁判所には予算的なものがないのでしょうか。内容自体を皆さん方に知っていただいて，被災した人だけではなくて，被災していない人でもいろいろな縁があるので。裁判所でこのような手続をしているということを，少しでも言っていただけるようにすることのほうを主体に考えて話をしたほうが，この場合は良いのではないかなという気がしております。

委員長

今まで債務整理申立てがどの程度出ているのでしょうか。それは金融機関に相談されてから行っているのでしょうか。それとも，自分でそういうことを知って行っているのでしょうか。それは分かりませんか。

a 弁護士

ルートとしては二つありまして，一つは御自身でこのガイドラインというものを知って弁護士会に相談される方が一つ。もう一つは，金融機関に相談をして，金融機関からこのガイドラインの制度の周知があり，それを知って弁護士会に来るといふことの二つがあると思います。

委員長

F委員，何かそれに関連してコメントはありますか。金融機関のほうでも，や

はりこの災害に関しての窓口を設けていますか。

F 委員

窓口を設けておりまして、ホームページ等で告知をしております。お客様の中でその対象になった方には、事前にお見舞いのお電話をするとともに、そういった制度がありますということを共有しています。あと、社員でも広くそれは周知するよ
うにということで、Q & A等を逐次更新しながら、情報の共有をしています。

委員長

ほかに御質問、御意見。どうぞ、D委員。

D委員

私、このたび罹災証明を受けた者なのですけれども、そんなにひどい被害ではな
かったのですが、罹災証明を受けますと、市が発行しますので、市のほうから税金
に関する案内ですとか、年金の受け取りに関する案内ですとか、ごみの処理の件で
すとか、たくさん手紙等を頂くのですね。もちろん、それは市が送ってくるものな
ので、基本的には市の情報が入っているのですけれども、そういうふうに一覧表に
なって来るものについては、こういうことができるのだなということが分かるので
すが、一方で、書いていないとできるとは思わないということもあると思うので、
もし可能であれば横にもつながっていただいて、そういうものを同時にアナウンス
できると良いのかなと思います。

委員長

税金の関係の案内は、実際罹災していなくても来ますかね。G委員さん、何か仕
事の関係ではありませんでしたか。

G委員

消費生活に関わる御相談をお受けしているのですが、熊本震災のときには震災後1週間から1か月、国のほうの国民生活センターに支援をしていただくぐらい件数が増えたと聞いておりましたので、このたびの豪雨災害でも、7月6日以降ですか、相談件数が急増するというふうに考えてはいたのですが、思ったほどの御相談はありませんでした。また、倉敷市のセンターのほうにも状況をお伺いしましたところ、それほど増えてもないということでしたが、御相談は幾らかあります。倉敷市のほうは、まず、弁護士会のほうから、7月11日から無料の法律相談がありますということで、すぐにセンターのほうへもお知らせがありましたので、そういう法的なものについては、そこをお知らせするとか御紹介をするというような形をとっておりましたが、倉敷市のほうは、弁護士会の相談の前にいろいろと問合せがあったようです。弁護士会のほうがとても細かく、毎日山陽新聞に西日本豪雨関連という記事を載せていまして、電話番号等そういうもの全てを載せていましたので、こちらの行政のほうもそういったものを参考にしながら、情報をお伝えしていくというような形をとっております。今、D委員のほうからお話を聞いて、罹災証明というのが確かに大事なもので、通行手形のような感じで、罹災証明があれば税金の免除が受けられるとか、いろいろな年金が受けられるとか、支援が受けられるというような、必ず被災者の方はそういう行政の窓口、倉敷市の方でしたら倉敷の窓口へ行かれると思うのですが、本当にこういう制度をその窓口でお知らせすれば周知できる一番の入り口かなと思いました。この地裁委員会の目的が周知ということであれば、そういう行政との横のつながりが確かに大切かなと思いました。

委員長

先ほどE委員が御発言になった、答えが要りますか。パンフレットを置いたりとか裁判所はできないのかという話でしたが。

E 委員

それはもう、裁判所のほうも予算的なものが。

委員長

H 委員いかがですか。

H 委員

そのための予算というのは基本的にはないとは思いますが、裁判所のホームページの中でできることをもう少し拡大する道はあるのかもしれませんが、裁判所は打って出て何か施策をやるというところではなくて、受け身な組織ですので、なかなかそのあたりが難しいところがあるかなと思います。

委員長

国民の救済機関ではないので、紛争解決機関です。

E 委員

でしたら、余計にこういう委員会のほうから、そういう要望があったということを取りまとめていただければ、それだけで良いとは思いますが。そのことに関しての予算等をとってくださいということです。

委員長

ありがとうございました。

I 委員

今、商工会議所では、中小企業を対象に、いろいろな救済の補助制度を設けております。これは、中小企業庁から出てきておまして、日本商工会議所を中心に、

各地方の商工会議所や商工会を通して被災している事業者、企業に対して、非常に積極的にプッシュ型でいろいろな制度があるということを告知をしております。岡山県連の商工会議所の会がございまして、そこで、事業者にどのような救済をしているのかということですが、調停まで行く前に事業の持続化という制度がございまして。これは県のほうからも出ていると思うのですが。一つは、グループ補助金というのがございまして、いろいろな地域で、商店街とかそういうところで、全部被災しているとか、その中の一部の方が被災しているという場合に、その補助金を出す制度がございまして。それから、個々に商工会議所あるいは商工会に申請する持続化補助金という制度があります。これは小規模事業者、従業員5名以下とか非常に制限があるのですけれども、中小企業については商工会議所ではかなり徹底して行っています。また、特別相談窓口というのを設置して、中小企業庁も現地にすぐに入って調べてもらっています。岡山県下での被害状況は574件超ということで、被害額は172億円と出ています。これに対して、特別相談窓口の件数は、岡山県下で5263件を受け付け、これは全部中小企業が対象になっています。それから、そのほかのグループ補助金と先ほど申し上げた制度ですが、これはかなり有利な補助で、それについては、中小企業の場合に補助率が申請した4分の3になってます。それから、中堅企業ですね。これも2分の1、ただし上限が15億円までということで、それから、先ほどの小規模の場合には補助率3分の2ということですから、その場合は上限が200万円ということで、これは岡山県から、上限は250万の補助もあるということで、全部で225万円の補助が出ます。こういったことで、本当に中小企業の場合は早期に対応したということもあって、申請から承認まで非常に短期間で出る形です。7月9日にはもう窓口を設置していますし、それから、今申し上げたグループ補助金の実施というのも8月3日になっております。ですから、何回も申し上げますけど、中小企業については調停とかそういうことに行く前にかなり手厚い対応をしています。もう一つは、風評被害というのがあって、倉敷の場合には美観地区に人が流れないような状況で、観光客が来ないという状況に

なっていました。中小企業庁から風評被害に対しても補助制度を適用するという
ことで、これも美観地区を始め四十数件の申請が出ました。例えば、販路開拓とこ
ういうことで車を購入するとか、そういうことも含めて非常に手厚い補助制度を、
風評被害の企業まで提供されているということです。当商工会議所の会員は350
0社くらいあります。ほとんどが中小企業ですから、これをプッシュ型で、こうい
う制度がありますということを徹底して伝える中で、被害を受けている方はこの制
度を使う、使うとほとんどの方がこの承認を受けられるという、非常に速い処理速
度で対応をいたしました。

委員長

今のお話でお分かりのように、考えてみれば法律問題ではない、今のような受皿
と言いますか、そういうのはやはり考えていかなければいけない問題かもしれませ
んね。私もいろいろ厄介な問題だとかいろいろ出ていて、学校が悪いだとか、学生
が悪いだとか、おしくらまんじゅうをやっていますけれど、根本的には、人間が生
きるために必要な共同体が壊れているということがあると思うのですよね。災害が
起きて、昔の災害が起きたときの置かれるコインの位置と、今とでは全然違うの
ではないかと思います。少し気になっているのは、これは誰に聞いたら良いか分か
らないのですが、精神的ケアというのは随分必要なのではないかという気がするの
ですけれどね、災害を受けた方には。私はそういう大きな災害を受けたことがない
ので、経験がないのですけれど、そういうようなことは弁護士会のほうで何か考え
ておられますか。これは、弁護士の仕事ではないかもしれませんが。

a 弁護士

なかなか精神的ケアに絞ってということは難しいのですが、ガイドラインの対応
であるところに、やはり被災者の方は被災して生活状況が一変していますので、
我々弁護士の対応の仕方というものにもやはりそういう面についてはケアをして、

慎重にやらないといけないと、被災者の方の話をきちんとお聞きして、迅速にというところが大事だなというのは痛感をしているところです。

委員長

先ほどの I 委員の発言はすごく私は参考になるなと思っていましたけれど、法律で解決するというのではなくて、そういうクッションがないとなかなか立ち直れないのではないかと思うのですけれど。金融機関のほうではどうですか、そのあたりは。特にそういう議論はありませんか。精神的ケアを含めてです。当然お客さんには先ほど言ったように見舞いの電話をしたりとか、見舞いに行かれていますよね。

F 委員

基本的にはコールセンターがございますので、お客様に何かご連絡、督促であったりとかということもそのコールセンターのほうからするのですけれども、今回は特別な事情があるので、まずそういった安否確認をするということをして、うまく話しかけて、その中でそういった被害にあったという話があれば、こういった制度があるという御案内を差し上げました。7月9日には、全店に緊急相談窓口を開設いたしまして、全店でお客様の相談をお受けするという形で、精神的なケアというところまではなかなかいけないと思うのですけれども、お金のことが多分一番心配な方が多いので、そういったところで御相談には乗らせていただいております。

委員長

弁護士さんにぜひ活躍していただきたいというお話でしたけれど、それについて何かありませんか。

H 委員

先ほど、a 弁護士が言われた相談して大きな方向性を決めるときに、まず、自宅をどうするのかと、特に真備町の方、自宅を売却するのか、それとも何とか確保するのかというところをまずいろいろ方策とか方向性を決めるといのが一番難しいところということになるのではないのでしょうか、方向性の違いについて。

a 弁護士

そうですね、最終的な出口といいますか、最後どのように整理をしていくかというところでは、大きなその二つの方向で分かれ目が出てきますので、売却をするのか、残すのかというところに被災者の方の悩みは大きいのかなと思います。その関係もありまして、実はこの手続についてはやはりどうしても時間がかかる手続になっていまして、熊本の例に倣いますと、半年から1年くらい最後の整理までかかると言われています。その過程には、今御指摘の点のような被災者の方で決断をする事項について、やはりすぐに決断するというのは難しいという面もあります。今回真備地区はベッドタウンということもありまして、若い世帯が多いので、住宅ローンもかなり多額、数千万というレベルで残っています。そういった方が、移住された方も多いと聞いていますので、そこで残るのか、転出してまた新たに居を組まれるのかというところも、いろいろ家庭によっては悩みが大きいのだなということは思っていました。ただ、そこで一番ネックになってくるのが、先ほども申し上げたように、自宅を残すとしてもその評価額を払わないといけないというところが、このガイドラインというのはいわゆる二重ローンを防止するというところで、既存のローンに加え、新たにローンを組むということは避けたいということで、既存のものを整理する制度なのですが、5年である程度払うということになると、やはり二重ローンの解消というのはなかなかできていない状況がありますので、自宅を残すという決断をされた場合には、この支払原資があるのかというところで、今後の生活再建に大きな課題があると思います。その悩みが非常に大きいなということはおっしゃっています。

J 委員

私も事件を1件持っているのですが、実は、今、新たにローンを組んで、自宅を建て直したいという方ですけれども、やはり先ほどa弁護士が言われたようにローンを返していけるのだろうかという問題に当たりました。それで、先ほどa弁護士が言いました要件がいっぱいありまして、そのところがいろいろ難しく、相談を受ける弁護士にもこれは非常にストレスです。私どももガイドラインを使うのは初めてということで、研修や面会をやらしてもらったりと試行錯誤しながらやっています。何度か、どこかで相談に乗りながらその方も決断をしていかなければいけないという場面が、恐らくこの一、二週間であるのかなというような感じがしています。この特定調停は、まだ私はやっていないのでイメージがわからないのですが、ほぼ恐らく事前に出来上がった形になるのかなという気がするのですが、そこが少し違うのだと思っています。そういう意味で、これはかなり被災者と弁護士との距離感が分離しているというか、距離が非常にあると思います。もう一つ、スライドの5にあったのですが、私は実は玉島の市役所、そこで7月末の相談案件の中で、このような案件がありました。私有地の小さい山の上にある崖が崩れてきて、土砂が自分の家に押し寄せてきたので、それをどけてほしいということで、その費用を倉敷市のほうに持っていくと、それは私有地同士なので出せませんというような案件でした。しかし、自分のところの玄関に土砂が積もっていて玄関から中に入れない。土砂がなくなると家の中にいる介護しているお母さんを出せないという深刻な話でしたが、公的な支援が届いていないというようなところが見受けられました。こういう案件は、いっぱいあると思うのですが、民事調停の場には上がってこないのではないかなという感じがしました。

委員長

広島ではこのような例がありますか。

a 弁護士

広島の場合がどうだったかというのは、こちらも情報を持ち合わせていないのですが、広島の方から聞くに、土砂の関係ですと、土砂が流入したとか、人のものが敷地内に流入したという案件が多いようには聞いています。その撤去費用をどうするかという話ですね。

委員長

非常に難しいですね。災害でなくてもよく起こるわけで、特に境界をめぐる争いというのは。これは私も少しそのような話を聞いたことがあるのですが、すごく難しいなという気がしますね。これは境界が原因ではないので、土砂だけ取り除いてくれれば良いのですけれど。J委員、それはどのようになるのですか。その家の人が土砂を誰かに取り除いてもらって、費用を請求するとか、そういうことになるのですか。費用の請求はできますよね。

J委員

できますが、実際問題やってみたとしても、法律でどうのこうのというレベルではないのですよ。だから、すぐに機動的に動くという意味では、民事調停は使えないという感じがしますね。

委員長

そういう意味では、やっぱり行政がもう少し何かを変えてくれないといけませんね。K委員いかがですか。

K委員

ガイドラインというのは、熊本震災の前に敷かれて、様々な災害をネックに変更

になっていっているものなのか、それとも熊本震災前に定めたものをそのまま今も運用されているのか、どのような状況なのでしょう。

事務担当者

熊本震災の前に定めたものが、現在もガイドラインとして運用されているというのが現在の状況です。

K委員

例えば、今年も起きないとは限らないという中で、この運用してきたときのエラーを改善するというか、そういった動きというのは特になされていないものなのでしょうか。

事務担当者

実際に運用していくのは、例えば先ほど申し上げた登録支援専門家の方であるとか、また、調停であれば裁判所ということになっていきます。それで、ガイドラインのいわゆる骨格の部分というのは変更がないのですけれども、実際に裁判所の調停のところでは、運用レベルで善処していくところはございます。例えば、先ほど説明いたしました登録支援専門家の方が調停に同席をするということですね。これはガイドラインには実ははっきりと書かれていません。ただ、実務上、実際に債務整理の第一線で調整されて、事情に一番お詳しいのは登録支援専門家の方でございますから、やはり事情にお詳しい方に入っていただくことによって、もし何かあったときにはその方にお話を伺うという、そういった運用レベルの改善というのはしているところです。

K委員

我々の会議所は、昨年岡山市東区平島のほうでいろいろボランティアをさせてい

ただ、我々はどちらかというと頭を使うより体を使うほうが得意な若手が多いのですが、そういった活動をさせていただいているのですが、こういった制度があると非常に心強いなというふうに思いましたので、先ほどもありましたけど、広く一般にもっと知らしめていただけたらすごくうれしいなというふうに感じました。以上です。

委員長

いかがでしょうか。どうぞ、C委員。

C委員

今回、被災の関係で債務整理、二重ローン等についてなかなかその辺のことになるとプライベートなことであって、我々も普段の仕事の中でそういった声をなかなか耳にすることは余りないのですけれども、よく聞いていたのは、公的な補助を受けて住宅を直すと、直っていなくても仮設住宅に入れなとか、そういう制度の問題については耳にはすることはあるのですけれども、このガイドラインについては、我々の普段の取材の中では余り聞かない話で、そこでこの制度についてブラッシュアップをしていくということは、運用しながらしていけば良いのかなと思います。では、どう周知していくかということが大事なのだらうと思いますが、岡山弁護士会のほうで、かなりこの件については御熱心に取り組まれていて、これが被災者支援チェックリストという携帯できるようにしていて、私も持っているのですけれども、これにも被災ローン減免制度、二重ローン対策のということで、制度の概要、利用できる人についても記載があって、現預金500万円とかそういうことも書いてあるのですけれども。それから、岡山弁護士会のほうでホームページからもこれもダウンロードできますけれども、被災者生活再建ノートというものを作られていて、ここに制度一覧を書かれていて、各種制度について一覧できるようにしてまとめられていて、非常に使いやすいものができておられて、弁護士会のほうでは非常

に御熱心にされていると思います。それで、先ほど裁判所のほうでも予算等という話もありましたけれども、今回の議題になっていることについて言えば、関係しているのは弁護士会のほうと、特定調停に関わる裁判、その段階で裁判所の範囲ということになってくるのだと思うのですけれども、それと、金融機関の出方なのではないかと思うので、皆さん方のスクラムをどう組んでいくかということが、うまくいけば更に周知が進むのかなと思います。それで、我々報道機関のほうとしても、周知の在り方については、これは息の長い活動になると思うので、これは改めてどういう形でしていくかということをお考えながらお話を聞かせていただいていた。一つ、参考として、広くインターネット等で周知するというのも一つのやり方だとは思いますが、より被災者に近いところなのであれば、一つの参考ですけども、岡山市は被災在宅避難者の戸別訪問を昨年してしまして、それがたしか真備町でも岡山県の中で倉敷市が全戸訪問をされていると思います。それで、行政のほうでそういった各個別の事情について情報のほうはある程度把握していると思われるので、その一人一人状況が違うから、なかなか制度を一つに、それを当てはめるということではなくて、一人一人に合った対応をとということになれば、そういった行政で持っている個別訪問等で得た情報がなかなか共有されていないところがあるのだと思いますので、どこまで共有できるかというところは課題としてはあろうかと思いますが、こういったものが分かれば報告の仕方もそういった方にこういう制度があるということをお伝えすれば、より効果が上がるのではないかと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。難しい話ですけど、いろいろ知恵が出てきたかと思っています。是非弁護士会のほうも参考にさせていただければと思います。

(別紙第3)

委員長

それでは、次回のテーマについて御意見を、皆さんから御希望がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。実は、裁判員制度が始まって。10年という時期を迎えるのだそうです。ということで、裁判所のほうとしては、これは何回かこういう議論をしてるのですが、この10年を振り返って、いろいろ反省点があるのではないか、良い面、悪い面あるのではないのか、そのような話をしたらどうかというお話も伺っております。特に皆さんからこれというテーマがなければ、そういう方向で裁判所のほうにテーマをお願いしたいなと思いますが、よろしいでしょうか。はい、それでは、裁判所のほうで裁判員制度についてのテーマを次に決めていただいて、御提示いただければと思います。